**欠格事由、役職員等の兼務及び親族等の特殊の関係にある者に係る申立書**

社会福祉法人○○○（以下「法人」という。）の監事の就任にあたり、次のとおり申し立てます。

記

１　私は、社会福祉法第４４条第１項において準用される第４０条第１項各号に該当しません。

　　【社会福祉法第40条第1項】

一　法人

二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　社会福祉法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（裏面の掲げる暴力団員のほか反社会的勢力の者を含む）

２　私は、法人の評議員又は理事ではなく、また、法人の職員として従事していません。

３　私と法人の各役員（理事・監事）の間には、配偶者又は３親等以内の親族に該当している者がおりません。

４　私と法人の各役員（理事・監事）の間には、裏面に掲げる厚生労働省令で定める特殊の関係に該当している者がおりません。

社会福祉法人○○○

　理事長　○○　○○　様

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

監事に就任予定の方は、下記の内容をご確認のうえ表面の申立書をご記入ください。

【暴力団員のほか反社会的勢力の者に該当するもの】

一　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者。

二　暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められる者。

三　福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者。

四　県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者。

【厚生労働省令で定める監事のうち各役員と特殊の関係がある者】

第2条の11　法第44条第7項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

二　当該役員の使用人

三　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

四　前2号に掲げる者の配偶者

五　第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

六　当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

七　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該監事及び当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

八　他の社会福祉法人の理事又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

九　第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者(当該団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。)である当該社会福祉法人の監事の総数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。)

【参考：厚生労働省令で定める評議員のうち各評議員と特殊の関係がある者】

第2条の7　法第40条第4項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一～七　　略

八　次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該社会福祉法人の評議員の総数の当該社会福祉法人の評議員の総数のうちに占める割合が、3分の1を超える場合に限る。）

イ　国の機関

ロ　地方公共団体

ハ　独立行政法人通則法に規定する独立行政法人

ニ　国立大学法人法に規定する国立大学法人又は大学共同利用機関法人

ホ　地方独立行政法人法に規定する地方独立行政法人

ヘ　特殊法人又は認可法人